



許可番号03723003495

# 産業廃棄物処分業許可証



住所 香川県高松市一宮町1686番地6  
氏名 株式会社 塵芥センター  
代表取締役 平尾 範明  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

香川県知事 浜田 恵造

許可の年月日 平成28年7月13日  
許可の有効年月日 平成35年7月12日



## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理(破碎処分、脱水処分、油水分離処分及び中和処分に限る。)業
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
  - 破碎処分: ①木くず②がれき類(コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限り、石綿含有産業廃棄物を除く。)以上
  - 脱水処分: 汚泥 以上
  - 油水分離処分: ①廃油②汚泥 以上
  - 中和処分: ①廃酸②廃アルカリ 以上

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 木くず又はがれき類の破碎施設
  - 設置場所: 東かがわ市水主2100番2以上
  - 許可年月日及び許可番号: 平成14年12月4日(変更許可) 第07-3-017号
  - 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力: 木くず 360 t/日(8h)、がれき類 880 t/日(8h)
- (2) 汚泥の脱水施設
  - 設置場所: 丸亀市土器町北一丁目105番 以上
  - 設置年月日: 平成23年11月18日
  - 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力: 汚泥 9.6m<sup>3</sup>/日(8h)
- (3) 廃油の油水分離施設
  - 設置場所: 丸亀市土器町北一丁目105番 以上
  - 設置年月日: 平成23年11月18日
  - 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力: 廃油又は汚泥 9.6m<sup>3</sup>/日(8h)
- (4) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
  - 設置場所: 丸亀市土器町北一丁目105番 以上
  - 設置年月日: 平成23年11月18日
  - 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力: 廃酸又は廃アルカリ 12.0m<sup>3</sup>/日(8h)

## 3. 許可の条件

事業の用に供する施設又はそれらの設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月13日(当初許可)  
平成23年11月18日(変更許可)  
平成28年7月13日(更新許可)

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ~~無~~

以下余白

複写無効